

PART 736
GENERAL PROHIBITIONS
一般禁止事項

Sec.		Page
736.1	序文 -----	1
736.2	一般禁止事項及びその適用の決定 -----	1
付則1	包括的指令	
付則 2	行政命令	

Part 736 (第736章) 一般禁止事項

§ 736.1 序文

本章において、EAR というときは、15 CFR chapter VII、subchapter C をいう。

EAR の対象となる取引に対する輸出許可又はその他の認可要件を EAR が断定的に述べていない限り、人は、EAR の対象となる取引を輸出許可又はその他の認可なしに着手する場合がある。よって、輸出、再輸出又は行為が EAR の対象である場合、輸出許可が必要かどうかを判定するために、本章に記載される一般禁止事項及び EAR § 740 で指定される許可例外をチェックしなければならない。米国から輸出するすべての場合において、記録保管に関して EAR § 762 で定めるところにより、あなたの輸出を詳細に記録しなければならない。また、輸出通関要求事項に関して EAR § 758 で定めるところにより、あなたの輸出を米国税関の検査に通さなければならない。また、供給不足物資規制についてのすべての禁止事項及び許可例外は、EAR § 754 にあることに注意しなさい。

(a) 本章において、我々はあなたに以下のことを示す：

- (1) あなたが予定する輸出、再輸出又は行為を、これらの一般禁止事項の対象とさせる事実、及び
- (2) 10 の一般禁止事項

(b) EAR 及び 10 の一般禁止事項に基づくあなたの義務は、大部分について、本章の § 736.2(a) で定める 5 つの種類の情報、及び、本章の § 736.2(b) で定める一般禁止事項によって決まる。10 の一般禁止事項には、一般禁止事項の範囲をさらに明確にする EAR の他の章へのクロスリファレンス[相互参照]を含んでいる。その理由により、本章はそれ自体で独立したものではない。§ 732 では、一般禁止事項及び EAR の他の章との関係の理解を助けるために、適切な順序でたどれる一定の手順を提供している。

(c) これらの 10 の一般禁止事項のいずれかに違反した場合、又は、輸出管理法、EAR 若しくはこれらに基づいて出された命令、輸出許可、許可例外又は認可に反するその他の行為に従事した場合、執行に関する EAR § 764 で定めるところにより、本章で記述された制裁の対象となる。

§ 736.2 一般禁止事項及びその適用可否の決定

(a) 一般禁止事項の適用可否を決定する情報又は事実

通常は、次の 5 種類の事実が、EAR 及び 10 の一般禁止事項に基づくあなたの義務を決定する：

(1) 品目分類番号

商務省規制品リスト (EAR § 774 参照) における品目分類番号；

(2) 仕向地

輸出又は再輸出の最終仕向国 (カントリーチャート及び商務省規制品リストに関する EAR § 738 及び § 774 参照)；

(3) 最終需要者

最終需要者 (あなたの取引が許可できない者の参照については、一般禁止事項 4 (本節の (b) (4) 項) 及び EAR § 764 付則 1 を参照しなさい；輸出又は再輸出許可が必要となる可能性がある最終需要者の参照については、一般禁止事項 5 (本節の (b) (5) 項) 及び § 744 を参照しなさい)。

(4) 最終用途

最終用途 (通常最終用途規制については、一般禁止事項 5 (本節の (b) (5) 項) 及び EAR § 744 を参照しなさい)；並びに

(5) 行為

EAR § 744 で定める拡散計画を支援する契約、融資及び貨物輸送のような行為。

(b) 一般禁止事項

次の 10 の一般禁止事項は、EAR の適用範囲となる特定の輸出、再輸出及びその他の行為であって、産業安全保障局 (BIS) から輸出許可を受け取るか、本項において適用される各一般禁止事項から EAR § 740 のもとに許可例外が適用できない限り、従事することができないものを定めている。EAR § 740 の許可例外は、一般禁止事項 1 (受け取った形態での輸出及び再輸出)、2 (部品及び部分品の再輸出) 及び 3 (外国製の直接製品の再輸出) のみに適用される；しかし、いくつかの選択された許可例外が、禁輸仕向地に関する EAR § 746、及び核の最終用途に関する EAR § 744.2(c) の中で明確に参照され是認している。

- (1) 一般禁止事項 1—規制品目のリストされた国への輸出及び再輸出（輸出及び再輸出）
次のすべてに該当する場合、輸出許可又は許可例外なしに、いかなる EAR 対象品目も他の国に輸出すること、或いは米国原産品目を再輸出することはできない：
- (i) 品目が、該当する輸出規制分類番号（ECCN）で示される理由により規制されている、かつ
 - (ii) EAR § 738 のカントリーチャートで示される規制理由により輸出許可を必要とする仕向国への輸出である。（この禁止事項の適用範囲は、あなたの品目の正しい分類番号と最終仕向地により、その組合せがカントリーチャートで反映されるところにより決定される。[1]）
EAR § 740 で定める各許可例外は、所定の許可例外のすべての条件及び制約が輸出者又は再輸出者により満たされる場合、一般禁止事項 1 に優先することに注意しなさい。
- (2) 一般禁止事項 2—規制される米国成分を de minimis 量より多く組み込んだ外国製品目の国外からの再輸出及び輸出（米国成分の再輸出）
- (i) 規制される米国原産の貨物を組み込んだ外国製貨物、規制される米国原産のソフトウェアが“バンドル”[添付]された外国製貨物、規制される米国原産のソフトウェアで“commingle”[混合]された外国製ソフトウェア、又は規制される米国原産の技術で“commingle”[混合]された外国製技術について、当該外国製品が品目として EAR のいずれかの条項に従って輸出許可を必要とし、かつ、規制される米国成分を、EAR の適用範囲に関する EAR § 734.4 で定義される de minimis 量より多く組み込んでいるか、混合されている場合、当該外国製品を輸出許可又は許可例外なしに、国外から再輸出又は輸出することはできない。
 - (ii) EAR § 740 で定める各許可例外は、所定の許可例外のすべての条件及び制約が輸出者又は再輸出者により満たされる場合、一般禁止事項 2 に優先する。
- (3) 一般禁止事項 3—米国技術及びソフトウェアを用いて外国で製造された直接製品の再輸出及び国外からの輸出（外国で製造された直接製品の再輸出）
- (i) 禁止国の範囲
この一般禁止事項 3 の適用範囲の対象となる品目を、輸出許可又は許可例外なしに、カントリーグループ D:1、E:1、又は E:2 の仕向地（EAR § 740 付則 1 参照）に向けて再輸出してはならない。さらに、この一般禁止事項 3 の適用範囲の対象となる ECCN 0A919 の貨物を、輸出許可又は許可例外なしに、カントリーグループ D:1、D:3、D:4、D:5、E:1、又は E:2 の仕向地に向けて米国外から再輸出又は輸出してはならない。
 - (ii) 禁止の対象となる外国製品目の製品範囲
この一般禁止事項 3 は、品目が、技術の直接製品を定義している条件、又は本節の (b) (3) (ii) (A) 項[訳注: (b) (3) (ii) (B) 項の誤記と思われる]のプラントの直接製品を定義している条件に合致する場合、適用される：
- (A) 技術の直接製品を定義している条件
外国製品目は、以下の両方の条件に合致する場合、この一般禁止事項 3 の対象となる：
 - (1) EAR § 748 付則 2 の (o) (3) (i) 項で定める輸出許可の添付書類として、又は EAR § 740.6 の許可例外 TSR 使用のための前提条件として書面による誓約書 (Written Assurance) を必要とする技術又はソフトウェアの直接製品であること、かつ
 - (2) EAR § 774 の商務省規制品リストの該当する ECCN で指定されるところにより、国家安全保障規制 (NS) の対象であること。
 - (B) プラントの直接製品を定義している条件
外国製の品目が、プラント全体又はプラントの主要な構成装置を用いて製造された直接製品であって、以下の両方の条件に合致する場合、その外国製の品目についても、この一般禁止事項 3 の対象となる：
 - (1) そのプラント又は構成装置が、輸出許可の添付書類として、又は EAR § 740.6 の許可例外 TSR 使用のための前提条件として書面による誓約書 (Written Assurance) を必要とする技術を用いて製造された直接製品であること、かつ

[1] カントリーチャートで特定されないいくつかの選択された規制に関しては EAR § 738 を参照しなさい。

- (2) そのプラント又は構成装置を用いて製造された外国製の直接製品が、EAR § 774 の商務省規制品リストの該当する ECCN で指定されるところにより、国家安全保障規制 (NS) の対象であること。
- (iii) 9x515 又は“600 シリーズ”の品目に対する禁止事項の国の範囲
 本節の (b) (3) (v) 項又は (vi) 項で規定される場合を除いて、カントリーグループ D:1、D:3、D:4、D:5、E:1、又は E:2 (EAR § 740 付則 1 参照) の仕向地に向けて、この一般禁止事項 3 の適用範囲の対象となる“600 シリーズ”のいかなる品目も輸出許可なしに再輸出又は外国から輸出してはならない。本節の (b) (3) (v) 項又は (vi) 項で規定される場合を除いて、カントリーグループ D:5、E:1、又は E:2 (EAR § 740 付則 1 参照) の仕向地に向けて、この一般禁止事項 3 の適用範囲の対象となるいかなる 9x515 の品目も輸出許可なしに再輸出又は外国から輸出してはならない。
- (iv) この禁止事項の対象となる 9x515 及び“600 シリーズ”の品目の製品の範囲
 この禁止事項 3 は、9x515 又は“600 シリーズ”の品目が以下のいずれかの条件を満たす場合、適用される：
- (A) 9x515 及び“600 シリーズ”の品目に対する“技術”又は“ソフトウェア”の直接製品を定義する条件
 外国製の 9x515 及び“600 シリーズ”の品目は、その外国製品目が次の両方の条件を満たす場合、この禁止事項 3 の対象となる：
- (1) それらが、9x515 又は“600 シリーズ”に掲げられている“技術”又は“ソフトウェア” (EAR § 774 付則 1 の商務省規制品リストの該当する ECCN で指定されるもの) の直接製品である場合；かつ
 - (2) それらが、9x515 又は“600 シリーズ” (EAR § 774 の商務省規制品リストの該当する ECCN で指定されるもの) に掲げられている場合。
- (B) 9x515 及び“600 シリーズ”の品目に対するプラントの直接製品を定義する条件
 9x515 及び“600 シリーズ”の外国製品目は、それらがプラント全体又はプラントの主要構成装置の直接製品である場合であって、次の両方の条件が満たされる場合についても、この禁止事項 3 の対象となる：
- (1) 上記のプラント又は主要な構成装置が、9x515 又は“600 シリーズ”の“技術” (EAR § 774 の商務省規制品リストの該当する ECCN で指定されるもの) の直接製品である場合、かつ
 - (2) 上記のプラント又は主要な構成装置の外国製の直接製品が、9x515 又は“600 シリーズ” (EAR § 774 の商務省規制品リストの該当する ECCN で指定されるもの) に掲げられている場合。
- (v) この一般禁止事項 3 の対象となる米国製“技術”又は“ソフトウェア”の 9x515 及び“600 シリーズ”の外国製直接製品は、外国から新たな仕向地への再輸出又は輸出に対して、輸出許可を必要としない (ただし、同じ品目が、もし米国から新たな仕向地に輸出される場合、禁止されている場合又は EAR § 742、§ 744、§ 746 若しくは § 764 による輸出許可要求事項の対象とされる場合を除く)。
- (vi) 許可例外
 EAR § 740 で記述される各許可例外は、所定の許可例外のすべての条件が満たされ、かつ、§ 740.2 の制限事項が適用されない場合に、一般禁止事項 3 に優先する。
- (4) 一般禁止事項 4 (剥奪命令 (Denial Orders)) – 剥奪命令によって禁止される行為に携わること
- (i) EAR § 766 (行政執行措置) に基づいて発令された剥奪命令 (Denial Order) により禁止される行為を行うことはできない。これらの命令は、輸出する権利を剥奪された者による直接輸出に加えて多くの行為を禁止しており、その行為には、他の者による 1 国内 (米国内におけるか、国外におけるかを問わない) での移転を含む。あなたは、輸出する権利を剥奪された者が関与しているいかなる取引も、この命令の条件に違反しないことを確認する責任がある。輸出する権利を剥奪する命令は、これらの条件に従って発令され、法的統制文書である場合、官報で公表される。BIS は輸出する権利を剥奪された者を編集したものをウェブサイト <http://www.bis.doc.gov> でも維持している。BIS は、例外的に剥奪命令によって、それ以外の場合では禁止される行為を認可する場合がある。EAR § 764.3(a)(2) を参照しなさい。
- (ii) この一般禁止事項 4 により禁止される行為を是認する EAR § 740 で定める許可例外はない。

- (5) 一般禁止事項 5—禁止された最終用途又は最終需要者への輸出又は再輸出（最終用途、最終需要者）
EAR § 744 で禁止されている最終用途又は最終需要者に向けて、それを知っていながら、EAR 対象品目を輸出許可を取得せずに輸出又は再輸出することができない。
- (6) 一般禁止事項 6—禁輸仕向地への輸出又は再輸出（禁輸）
- (i) EAR § 746 で共に定めている米国による禁輸国又は別途規制の対象としている国に対して、§ 746 に基づいて是認される輸出許可又は許可例外なしに、EAR 対象品目を輸出又は再輸出することができない。
- (ii) 一般禁止事項 6 に対する許可例外は、EAR § 746（禁輸及びその他の特別規制）で定められている。許可例外又はその他の認可が EAR § 746 で是認されていない限り、EAR 740 で定める許可例外はこの一般禁止事項に優先して適用することができない。
- (7) 一般禁止事項 7—拡散行為の支援（米国民による拡散行為）
- (i) 拡散行為の支援（米国民による拡散行為）
- (A) あなたが、EAR § 744.6(c) にその用語が定義されているところの米国人であるなら、EAR § 744.6(a) 又は (b) で禁止される行為に携わることはできない（これらの規定は、EAR § 744 で詳しく定めている特定の拡散行為を助けることになることを知って、BIS から輸出許可を取得せずに、特定の融資、契約、サービス、支援、輸送、貨物運送、又は雇用を行うことを禁止している）。本章で明確に是認していない限り、この一般禁止事項 7 に対する許可例外は EAR § 740 にはない。
- (B) あなたが、EAR § 744.6(c) にその用語が定義されているところの米国人であるなら、まず最初に EAR § 742.18 及び § 745.1 の条項に従うことなく、§ 745 付則 1 でリストされる別表 1 の化学製品を輸出することはできない。
- (C) あなたが、EAR § 744.6(c) にその用語が定義されているところの米国人であるなら、ECCN 1C350、ECCN 1C355、及び ECCN 1C395 で、CW 理由により規制される別表 3 の化学製品に適用される EAR § 745.2 の最終用途証明書の要求事項に従うことなく、§ 745 付則 1 でリストされている別表 3 の化学物質を、§ 745 付則 2 でリストされていない仕向地に輸出することはできない。
- (8) 一般禁止事項 8—輸送中の積荷及び船舶又は航空機から荷降ろしされる品目（輸送中）
- (i) 荷降ろし及び輸送中の積荷
本節の (b) (8) (i) 項でリストされる国を経由又は通過して品目を輸出又は再輸出することは、当該通過国への直接の輸出若しくは再輸出又は当該通過国を通過して行われる輸出若しくは再輸出に対する許可例外が是認されるか若しくは輸出許可が認可されない限り、或いは輸出許可なしに当該通過国に輸出又は再輸出ができない限り、行えない。
- (ii) 対象国
この一般禁止事項 8 は、アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、カンボジア、キューバ、グルジア、カザフスタン、キルギスタン、ラオス、モンゴル、北朝鮮、ロシア、タジキスタン、トルクメニスタン、ウクライナ、ウズベキスタン、ベトナムに適用される。
- (9) 一般禁止事項 9—命令、条件及び制約の違反（命令、条件及び制約）
EAR に基づいて発行された輸出許可或いは EAR の一部をなす許可例外の条件若しくは制約に違反することはできない、そして EAR に基づいて発令された或いは EAR の一部をなす命令に違反することはできない。この一般禁止事項 9 に対する許可例外は、EAR § 740 にはない。本章の付則 1 及び No. 2 は、特定の包括的指令及び行政命令を規定している。
- (10) 一般禁止事項 10—違反が起きたか或いはまさに起ころうとしていることを知りながら取引を進めること（違反発生認識）
輸出される或いは輸出されるべき EAR 対象品目に関連して、輸出管理規則、輸出管理法又はこれらに基づいて出された命令、輸出許可、許可例外若しくはその他の認可に対する違反が起きたか、或いはまさに起ころうとしている、或いは起こされる意図があることを知りながら、当該品目を、全体又は

一部であっても、販売、移転、輸出、再輸出、融資、注文、購入、移転、隠匿、保管、使用、貸与、廃棄、輸送、配送又はその他の役務を行うことはできない。そして、輸出許可又は許可例外の停止又は取消しの通知をあなたが受けた後は、当該輸出許可又は許可例外に依存することができない。この一般禁止事項 10 に対する許可例外は、EAR § 740 にない。

§ 736 付則 1 包括的指令

(a) 包括的指令 No. 1

1998年9月16日の包括的指令 No. 1；有効期間なしで発行された再輸出承認に対して、24か月の有効期間を設定し、その期間を超えたものを取り消す。

(1) 本包括的指令の24か月以内に発行された再輸出承認

1998年9月16日以前24か月以内に有効期間なしで発行されたすべての再輸出承認は、再輸出承認の発行日から24か月又は1998年11月16日のいずれか長い方を期限満了日とするものとする。

(2) 本包括的指令以前24か月以前に発行された再輸出承認

1998年9月16日より24か月以前に、有効期間なしで発行された再輸出認可については：

(i) 1998年9月16日より施行—テロリスト支援国（EAR § 742 及び § 746 参照）に向けてのすべての発行済の再輸出承認は取り消される。

(ii) 1998年11月16日より施行—すべてのその他の発行済の再輸出承認は、取り消される。

(3) 期間延長

必要に応じて、あなたは、EAR § 750.7(g) で示される手続きによって、このような承認の延長を要請することができる。

(4) BIS からの特別な通知

あなたが本包括的指令が対象とする再輸出承認に関して BIS から、その再輸出承認の取消し、停止又は修正（有効期間を含む）を知らせる特別な通知を受け取った場合、又は受け取らなければならない場合、その特別な通知の条件が統制することになる。

(5) “承認”の定義

本包括的指令で使われる用語“承認”は、BIS によって与えられる再輸出承認の範囲を包含するものであり、これには輸出許可、個別書状及びその他の種類の通知を含む。

(b) 包括的指令 No. 2 :

包括的指令 No. 2；2003 制定のシリア 問責レバノン主権回復法（SAA）の § 5(b) は、SAA で示されている特定の禁止事項を適用するのを控えることが米国の安全保障上の国益にかなっていると大統領が判断した場合、その権限を大統領に与えている。大統領は、“商務省の包括的指令 No. 2 で指定される特定の品目の輸出及び再輸出を許可するため、SAA の副節 5(a) (1) 及び 5(a) (2) (A) を適用するのを控えることが米国の安全保障上の国益にかなって”いたことを認定する決定を大統領指令 13338 の中で行った。大統領の包括的指令 No. 2 に対する言及は、以下の品目を輸出及び再輸出する申請を対象とし、そしてそれは本規則の § 746.9 で示される拒絶の一般方針に対して個別に考慮される：

米国政府の外交活動又はその他の活動を支援する品目（当該輸出又は再輸出の規制が、米国の外交問題を執行する大統領の憲法上の権限の範囲外にある限りにおいて）；

医薬品（GCL に掲げるもの）及び医療機器（両方とも、EAR § 772 で定義されている）；

民間航空の安全と民間旅客機の安全な運航を確保することを目的とする部品及び部分品；

シリア政府の公務に従事するシリア政府の職員の輸送のためシリア政府によりチャーターされた航空機；

通信装置及び関連するコンピュータ、ソフトウェア及び技術；並びに

シリアにおける国連活動を支援する品目；並びに

シリア人民の支援に必要な品目（限定されるものではないが、飲料水の供給及び衛生施設、農業生産、並びに食品加工、発電、石油及びガスの生産、建設及び土木工事、輸送、並びに教育基盤を含む）。

包括的指令 No. 2 に対する注釈：シリアへの輸出及び再輸出に対する規制については、EAR § 746.9 で示されている。

~~(c) 包括的指令 No. 3~~~~[RESERVED]~~

(c) 2015 年 7 月 22 日の包括的指令 No. 3

2015 年 7 月 22 日以前に BIS によって発行された特定の輸出許可証には、EAR § 740 付則 1 で指定されるカントリーグループ E:1 への輸出、再輸出、又は移転（国内における移転）を制限する条件が含まれている。それらの輸出許可証が発行された時点で、キューバはカントリーグループ E:1 であった。それらの制限事項の多くは、テロ支援国家としてだけではなく、米国独自の禁輸策の対象国としてキューバに適用するために意図されたものであった。しかし、BIS は、輸出許可の条件にカントリーグループ E:1 と E:2 の両方をリストすることは、その時点では冗長であったため、必ずしも行っていなかった。しかし、キューバのテロ支援国の指定の撤回及びその結果としてのカントリーグループ E:1 からの削除によって、キューバに関してそれらの条件を続けていくことは、上記の禁輸策に合致するものである。従って、2015 年 7 月 22 日以前に発行された輸出許可証に記載されたカントリーグループ E:1 に適用されるすべての条件であって、その時点で有効であったものは、EAR § 740 付則 1 で指定されるカントリーグループ E:1 と E:2 に適用されるように改訂され、取引の認可を求める輸出許可取得者であって、この包括的指令で影響を受ける者は、包括的指令 No. 3 で言及される輸出許可申請書を提出し、その申請書のブロック 24 にその請求の理由を説明することができる。キューバに関係するすべての輸出許可申請書は、EAR § 746.2(b) の輸出許可方針に基づいて審査される。その請求は、取引が EAR § 746.2(b) の輸出許可方針に合致する根拠を裏付ける有効な情報を提供しなければならない。

(d) 包括的指令 No. 4

[RESERVED]

(e) 包括的指令 No. 5

2013 年 4 月 16 日の一般命令 No. 5; 米国軍需品リスト (USML) に基づく規制を今後は正式に認可しないと大統領が決定した品目に対する認可

(1) EAR の対象となる品目に対して国務省の防衛機器取引管理部 (DDTC) からの DDTC の認可の継続的な使用

USML に基づく規制を今後は正式に認可しないと大統領が決定した品目は、CCL への品目の移転が有効になる最終規則が公布されるにより EAR の対象となる。DDTC の輸出許可、合意、又はその他の認可であって、USML から CCL に移行する品目に関係するもの及び当該品目を CCL に移転する最終規則の施行日以前に発行されるものは、国務省の最終規則（国際武器取引規則の改正：官報において 2013 年 4 月 16 日に公布された輸出規制改革の先行的適用）に従って、引き続き使用することができる。

(2) BIS の認可

(i) DDTC の認可の継続的な使用が有効な選択肢でないか、今後有効な選択肢でなくなる場合、又は現行の DDTC の認可の保有者がその認可を返却若しくは終了した場合、適用される最終規則の施行日以降において、移転される品目を輸出、再輸出、又は移転（国内における移転）するのに必要とされる認可は、EAR のもとに取得されなければならない。USML から CCL に品目を移動する最終規則の交付日の後及び施行日前において、申請者は、移行する品目の輸出、再輸出、又は移転（国内における移転）の認可について、BIS に輸出許可申請書を提出することができる。BIS は、EAR § 750.4 に従って輸出許可申請書を処理し、必要な場合には輸出許可申請書を何らの措置もとらずに保留 (HWA) し、また、承認される場合、CCL に当該品目を移行する最終規則の施行日以降すぐに申請者に輸出許可を発行する。

(ii) USML から CCL に品目を移動する最終規則の施行日の後及び施行日前において、当該品目の輸出者、再輸出者、及び譲渡人は、ITAR § 123.22 に従って輸出許可証を DDTC に返却すること、ITAR § 124.6 に従って技術援助契約、製造委託契約、又は倉庫及び販売店契約を終了すること、並び

にその後において EAR の適用可能な条項（適用される輸出許可要求事項を含む）に基づいて当該品目の輸出、再輸出、又は移転（国内における移転）を行うことができる。いかなる移転（国内における移転）も、provisos[但書き]又はその他の制限事項を含む DDTC の認可のもとに輸出された品目について行ってはならない（ただし、(i) その移転（国内における移転）が EAR の許可例外で容認され、かつ、その許可例外の条件が満たされている場合、又は(ii) 当該品目を新たな最終需要者に輸出若しくは再輸出するのに EAR のもとで輸出許可を別途必要としない場合を除く）。

(3) 以前の品目管轄裁定

米国国務省が、ある品目が ITAR の管轄対象でないと以前に決定した場合であって、その品目が、(600 シリーズの ECCN でいうところにおいて) 当時存在した“018”シリーズの ECCN にリストされていなかった場合、又は(9x515 の ECCN でいうところにおいて) 当時存在した ECCN 9A004. b 若しくは関連するソフトウェア若しくは技術にリストされていなかった場合、当該品目自体は、“600 シリーズ”の ECCN 又は 9x515 の ECCN の適用範囲内にはない。当該品目が、上記の決定の時点で CCL の他の箇所でもリストされていなかった場合（すなわち、当該品目が EAR99 に指定された場合）、その品目は引き続き EAR99 に指定されるものとする（ただし、CCL 又は USML のそれぞれの改正において BIS 又は DDTC により明確に列挙されている場合を除く）。

(4) 自主的な自己開示

移行している品目に関与している取引当事者は、EAR 及び ITAR の彼らの順守について厳密に監視するよう警告される。EAR 又は EAR のもとに発行された輸出許可又は認可の実際の違反又は違反の可能性が発見された場合、一人又は複数の関係者は、EAR § 764. 5 に従って、輸出執行部に自主的な自己開示を提出することを強く奨励される。当該品目に関して更なる行為に従事するため、EAR § 764. 5(f) に基づく輸出者支援部の許可が、同様に必要となる場合がある。ITAR 又は ITAR のもとに発行された輸出許可又は認可の実際の違反又は違反の可能性が発見された場合、一人又は複数の関係者は、ITAR § 127. 12 に従って、DDTC に自主的な自己開示を提出することを強く奨励される。EAR と ITAR の双方の実際の違反又は違反の可能性については、一人又は複数の関係者は、BIS と DDTC の双方に開示し、それぞれの機関に対して他の機関にも開示が行われたことを示すことを強く奨励される。

行政命令 1：輸出許可証の発行の開示及びその他の情報の開示

1979年改正の輸出管理法の第12(c)節に沿って、米国商務省が輸出許可申請書を検討する目的で得た情報、又は輸出許可申請に関して得た情報及び関連情報は、商務省長官の承認がなければ、一般に開示されることはない。自動輸出システム(AES)による電子輸出情報(EEI)申告についても、合衆国法第13編の§301(g)に従って、商務省長官の承認がなければ、一般への開示から免除されている。

行政命令 2：輸出管理事項に関連するビジネス及び業務の実行

(a) 非倫理的行為で有罪となった者、又は必要とされる誠実さと倫理規範が欠如した者の排除

(1) 排除される者

自身のため又は他の者のために行動したか否かにかかわらず、非倫理的な行為に携わり有罪と判決されるであろう者、又は必要とされる誠実さと倫理規範が欠如していることが立証されるであろう者は、EAR § 764で規定するところにより、輸出管理事項に関して、自身のために輸出を行う権利を排除(拒絶)されるか、或いは、他の者のためにBISに持ち出される業務から排除されるか、或いはその双方を排除される場合がある。

(2) 排除理由

排除の根拠の中には次のものがある：

- (i) 何らかの規則に違反するかしないかにかかわらず、輸出許可証の発行又は輸出管理法のその他の執行面に関する何らかの措置を講じるため、BISの担当官若しくは職員又は税関若しくは郵政局の職員に、贈与、約束事、賄賂又はその他の方法で勧誘したり、勧誘を試みること；
- (ii) その他いかなる理由であれ、上記の担当官又は職員に贈与や約束事を提示したり、行うこと；
- (iii) 係る者が、個人的な面識を通じて又はそれ以外の方法で、BISの担当官又は職員に対して特別な影響力を持つことを(明示的な或いは暗示的に)主張することにより、BISに持ち出される事務の取扱いを、喧伝又はその他の方法によって、そそのかすこと；
- (iv) 輸出許可証の発行に関連して行われる業務について、もっぱら当該輸出許可証を与えること及びこれらの数量又は価額を条件として、料金を徴収したり、徴収しようとする。この条項は、立替え経費及び実施された業務の妥当な対価が、輸出許可証の発行の有無にかかわらず、かつ、それらの数量に関係なく、公正に支払われる場合、当事者により合意された料金の徴収を禁止するものとは解釈されない；並びに
- (v) 貨物又は技術資料の輸出に関する規則に、故意に違反すること又は違反に関与すること、又は違反をもくろむこと(これには、輸出管理法又はこれに基づいて発行された命令若しくは規則に違反して、輸出を助長するような虚偽の説明を行うこと、或いは他の者にそうすることを勧めることを含む)。

(3) 定義

本行政命令で用いるとき、“practice before BIS(BISに持ち出される業務)”及び“appear before BIS(BISに出頭する)”の用語には、次の事項を含む：

- (i) BISに提出すべき輸出許可申請書若しくはその他の書類を、他の者のために提出すること、又は同じ書類を作成すること；
- (ii) BISの管轄下にある事柄に属する、輸出許可申請書及びその他の書類のBISの承認、又は輸出割当数量、配分、要求量若しくはその他の輸出管理上の措置に関して、要請したり、はかどらせる目的で、他の者のために、BISの担当官又は職員と協議又は連絡を行うこと；
- (iii) 他の者のために、BISの前で保留となっている手続きに関与すること；
- (iv) 他の者のために、輸出許可又は輸出申告書又はその他の輸出管理書類を税関職員に提出

すること；並びに

(v) 他の者のために、自動輸出システム（AES）により電子輸出情報を CBP に報告すること。

(4) 行政執行手続き

この行政命令のもとでのすべての行政執行手続きは、EAR § 766 で規定されるのと同じ方法で実行されなければならない。

(b) 職員と元職員

米国政府によりフルタイム又はパートタイム（報酬を受けているか、いないかを問わない）で雇用された者又はかつて雇用されていた者は、輸出管理事項に関連して米国商務省の面前で民間団体又は関係者を代理することについては、合衆国法律集第 18 編の § 203、§ 205 及び § 207（公法 87-849（第 87 回議会））の規定の対象となる。